

国民年金保険料の免除制度について

《現行制度の仕組み・趣旨》

○ 現行制度においては、保険料を納付することが経済的に困難な被保険者のために、被保険者からの申請に基づいて、社会保険庁長官が承認したときに、保険料の納付義務を免除する免除制度(負担能力に応じ多段階)が設けられている。

○ 申請免除としたのは、

- ・ 原則としてすべての被保険者に課されている納付義務を特例的に課さないこととともに、国庫負担相当分の給付が保障される特例であり、一般の被保険者との均衡を考慮する必要があること
- ・ また、将来の給付に影響することを踏まえ、「全額免除」「多段階免除」「免除なし」について、本人の選択・意思表示に基づく必要があること

を考慮したもの。

○ 次のような事由に該当する者は、申請手続をとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除される。(法定免除)

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている者等

《各方面からの主な提案内容》

- 免除制度について、本人の申請を待たずに、厚生労働省が積極的に、職権で行うべき。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 職権で免除を行う場合、免除要件に該当する被保険者であるかを確認するため網羅的に所得審査する必要が生じるが、現在の仕組みでは対応できないため、本格的に所得情報の提供を受ける体制をどのようにするのか。その実現が可能か。
- 現に、所得がなくても、免除を申請せず保険料を納付している方がいるが、こうした方の納付意欲に悪影響を及ぼさないようにするためには、どのような仕組みにすべきか。